

ひとり親家庭等日常生活支援事業

困ったときに家庭支援員を派遣します。

制度の詳細について

事業の名称	ひとり親家庭等日常生活支援事業															
事業の概要 および対象者	母子家庭・父子家庭・寡婦の方の生活の安定を図るため、家庭生活支援員がお手伝いをします。 ●修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や保育サービスが必要なとき ●生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合															
実施場所 および内容	①生活援助（家事、介護そのほかの日常生活に対する支援）…利用者の方の居宅 ②子育て支援 ●家庭生活支援員の居宅 ●講習会等の職業訓練を受講している場所 ●児童館・母子生活支援施設等の母子家庭等の利用しやすい場所															
利用できる時間	①生活支援：1時間単位 ②子育て支援：1時間単位 ※利用時間帯については、市町村により異なります。お住いのひとり親家庭担当課へお尋ねください。 （ひとり親家庭日常生活支援事業を行っていない市町村もあります）															
費用	下記の基準により、利用負担金が必要です（生計中心者の所得により区分されています） <table border="1" data-bbox="316 913 1235 1218" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用世帯の区分</th> <th colspan="2">利用者の負担額（1時間あたり）</th> </tr> <tr> <th>子育て支援</th> <th>生活援助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯、市民税非課税世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市民税課税世帯</td> <td>70円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> ※子育て支援については、上記のほかに、次により負担額を算出します。 ●宿泊した場合の負担額が8時間分とし、児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額とします。（宿泊をお受けしない市町村もあります。） ●児童数に応じた負担額とし、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額を加算します。 ●10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。		利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）		子育て支援	生活援助	生活保護世帯、市民税非課税世帯	0円	0円	市民税課税世帯	70円	150円	上記以外の世帯	150円	300円
利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）															
	子育て支援	生活援助														
生活保護世帯、市民税非課税世帯	0円	0円														
市民税課税世帯	70円	150円														
上記以外の世帯	150円	300円														
家庭生活支援員の 行う業務	■乳幼児の保育 ■児童の生活指導 ■食事の世話 ■住居の掃除 ■身の回りの世話 ■生活必需品の買い物 ■医療機関との連絡 ■その他必要な用務															
利用の手順 お問合せ	お住いの市町村のひとり親家庭担当課へお尋ねください。 ※ひとり親家庭等日常生活支援事業を行っていない市町村もあります。															